

静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について

静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「）及び」を「）に」に、「又は指定介護老人福祉施設及び」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第51条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に改め、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう」の次に「。以下この項において同じ」を、「）を併設する場合」の次に「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、「第51条第2項」を「指定地域密着型サービス基準条例第187条第2項」に改める。

第7条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第14条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第27条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第50条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第5項から第7項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。